

第7期 第2回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成24年11月19日（月） 午前10時～12時 西庁舎8階 理事者控室
出席者	出席委員 15名 山谷委員、庄司委員、市村委員、岩橋委員、大澤委員、鈴木委員 武川委員、横谷委員、高橋委員、堀内委員、竹石委員、市川委員 武田委員、五十嵐委員、三沢委員 区側出席 5名 環境部長、環境課長、清掃リサイクル課長、練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 第1回会議 発言要旨について
- 3 議題
 - (1) 平成23年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価について
 - (2) ねりまの環（第4号）の発行について
 - (3) 次回開催日について（案）
- 4 閉会

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第2回練馬区循環型社会推進会議を開催いたします。
本日は、欠席の委員が1名おりますが、会議は定足数に達していますので、成立いたします。
まず、第1回推進会議の発言要旨ですが、訂正の申し出はなかったということです。それについては、改めてご承認いただけますか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。
発言要旨につきましては、この後、ホームページに掲載されます。
それでは、早速、議題に入りたいと思います。
議題の（1）平成23年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価についてです。資料は既に事務局から送付されていると思います。資料の説明を事務局からお願いいたします。

清掃リサイクル課長

では、資料の説明をさせていただきます。
資料は、「平成23年度の練馬区リサイクル推進計画の進捗状況および一般廃棄物処理事業の評価について（報告）」と、「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」になります。
区では、練馬区リサイクル推進条例を制定しておりますが、その第3章に「練馬区リサイクル推進計画」という章を設けてございます。第20条第5項になりますが、「区長は、リサイクル推進計画の進捗状況を点検し、その報告書を作成して、練馬区循環型社会推進会議に報告しなければならない」という定めがございます。

これを根拠としまして、平成23年度の進捗状況について、区でまとめたものを本日、ご説明させていただきたいと思っております。公表は、前回の推進会議終了後に公表いたしましたので、本日は、この進捗状況について、委員の皆さんに、練馬区で取り組んでいる施策についてのご意見等のやりとりをしていただければと考えております。

まず、平成23年3月に練馬区では、「第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しております。この改定のときに、リサイクル推進計画をあわせて改定しております。

27ページの図5-1の施策の体系をみていただきたいと思います。施策の体系を四つの柱に分けてございまして、一つ目の柱が発生抑制の推進になります。この中では、網掛けの部分が重点的取り組み項目で、体系的には、1の環境教育の推進と普及啓発、(2)普及啓発事業の推進、公報・PR活動の充実の五つの項目があります。

として、リサイクルセンター等地域拠点の充実として、一つの項目があります。これが重点的取り組み項目の一つになります。

28ページでは二つ目の柱の体系として、リサイクルの推進があります。この中では、3の区が進める資源回収の推進、(1)資源回収事業の推進、資源回収事業の継続が重点的取り組み項目ということになります。

また、三つ目の柱として、参画と協働体制の推進がございまして。

29ページでは、四つ目の柱として適正処理の推進があります。この中では、2の効率的な収集・運搬、(2)事業系一般廃棄物の収集・運搬、事業系一般廃棄物の収集・運搬の役割分担の検討の二項目と、4の適正な処理費用負担、(2)家庭系ごみの処理、家庭ごみ有料化の検討の一項目が重点的取り組み項目になっております。

このような形で、全部で五つの重点的な取り組み項目という形があることを、この体系図の中でご理解いただければと思っております。

30ページからは重点的取り組み項目の説明、33ページからは継続する取り組み項目の説明になっております。この計画に基づいた平成23年度の進捗状況を、説明させていただきます。

それでは、資料の1ページ目をご覧くださいと思います。

先程、施策の体系等をご説明させていただきました。1として、リサイクル推進計画の推進状況(取り組みの指標)で、重点的取組項目の5項目の中で、新規に実施をしたものが1項目、継続的に実施したものが4項目、未達成、未実施ともゼロで、新規と継続を合わせた5項目で100%達成しているということになります。

また、継続する取り組み項目は全部で37項目ございまして、新規はゼロ、継続実施が30項目で達成率が85.7%になります。未達成は5項目で14.3%です。重点的取組項目、継続する取組項目を合わせて、合計では42項目のうち、新規・継続が35項目で87.5%、未達成が5項目で12.5%という結果になってございます。

なお、継続する取組項目37項目のうち、2項目については、評価の対象外としたために、進捗割合の算出にあたっては分母から除いております。対象外とした項目は、その下に記載の2項目でございます。

2ページをお願いいたします。2として、一般廃棄物処理事業の評価で(1)基本指標のところでは指標名として三つございます。区民1人1日あたりの発生量・収集ごみ量・資源量、リサイクル率・持込みごみ量となります。

平成23年度の実績ですが、区民1人1日あたりの収集ごみ量は、平成23年度実績は542gで対前年4gの減となっております。基準年の平成21年度と比較すると9gの減少になります。そして、目標の平成32年度までには、あと72g減らすことが必要になってきます。

資源量ですが、平成23年度実績は175gで、前年度と比較して2g増、基準年度と比較しても2g増となります。目標と比較しますと、あと23g増やす必要があるということでございます。

収集ごみ量と資源量を合計したものが、発生量になります。実績は717gで、比較の数値等は記載

のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

次に、もう一つの指標である、リサイクル率ですが、平成23年度実績は24.4%で、前年度と比較して0.4%増、基準年度と比較すると0.5%増になります。ただ、目標と比較すると、まだ 5.2%でございます。

持込みごみ量ですが、これは民間の事業者が事業系の廃棄物を収集して、一般廃棄物処理施設、清掃工場等に持ち込んだごみの量です。平成23年度実績は23,517 tで、前年度と比較して161 tの減少となります。目標年度と比較して2,402 tの減で、平成32年度の目標は既に平成23年度の実績では達成しており、ごみの減量が進んでいると見ていただければと思ひます。グラフ等で記載してございますので、それもお目通しいただければと思ひます。

3ページの(2)モニター指標でございますが、指標が二つあります。ごみ・資源の区民1人あたりの処理経費と、1 tあたりの処理経費を指標としてございます。

区民1人あたりのごみの処理経費は平成23年度実績で9,307円、対前年度と比較して491円の減少、基準年度の平成21年度と比べると1,040円の減少になります。資源ですが、1人あたり4,283円、前年度と比較すると59円の減少、基準年度と比較すると436円増になっております。これを1 tあたりの処理経費で見ますと、ごみが46,895円です。前年度、基準年度等の比較は記載のとおりです。資源は64,128円で、比較は記載のとおりでございます。

別紙のリサイクル推進計画進捗状況一覧表では、重点的取り組み項目以降、平成23年度の状況をまとめてございます。この中では、主立ったものを説明させていただきます。

まず、(1)重点的取り組み項目の項目1、広報・PR活動の充実で、柱の としては、発生抑制の推進となっております。施策の体系図を見ていただきましたが、その1、環境教育の推進と普及啓発、(2)普及啓発事業の推進、 広報・PR活動の充実ということで、目標を区民1人1日あたりのごみ量が目標年次に目標値を達成している状況ということを目指してございます。

取組内容としては、五つございます。区報やホームページ、啓発事業等の実施、町会・自治会などと連携した啓発活動の実施、イベント等での啓発事業、地域単位の青空集会の実施等です。それぞれの進捗状況として平成23年度の実績を記載してございます。3)町会・自治会などと連携した啓発活動の欄では、練馬区環境清掃推進連絡会と協働で、地域の環境・清掃・リサイクルに関する事業を実施し、区内一斉清掃を平成23年5月と11月に、また施設見学会、ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーン、研修会等を実施してございます。

4)イベント等では照姫まつり、チャリティープラザ、けやきまつり、消費生活展、各地区の地区祭、また、環境月間行事でのリサイクルセンター、アトリウムのパネル展示、10月にねりま・エコスタイルフェアでもパネルの展示等を行いました。

評価の方法ですが、五つの個別施策の実績を踏まえ、区民1人1日あたりのごみ量の減量度合い、可燃ごみ中の資源化可能物の混入率度合いにより評価しております。進捗評価は取組内容を継続して実施しており、区民1人1日あたりのごみ量は、平成22年度よりも平成23年度は4 gですが減少しております。また、可燃ごみ中の資源化可能物の混入割合は20.8%から20.1%、分別状況は若干ですが、それでも改善されているということから という評価をしてございます。

2ページをお願いいたします。重点的取り組み項目の2のリサイクルセンター等地域拠点の充実ですが、柱、方針等は記載のとおりです。

目標は、4か所目となるリサイクルセンターを設置し、練馬区資源循環センターと連携した事業などを展開する、また、4館の運営方針などにより円滑な事業運営がなされている状況、これを目標として掲げてございます。取組内容としては、平成26年度までの長期計画で、4か所目となる設置を具体的に明らかにしてございます。候補地として、関越高架下に大泉地区の整備を予定してございますが、平成23年度は道路管理者であるNEXCO東日本等と協議を継続中であり、施設整備に向けた協議を現在も重ねてきているということから、進捗評価は という評価をさせていただいてございます。

重点的取り組み項目の3、資源回収事業の継続の柱、方針等は記載のとおりです。目標ですが、既

存の資源回収事業において環境負荷を低減する取り組みを進めるとともに、ごみの減量につながる新たな資源を回収するという目標を掲げています。既存の資源回収品目の回収の継続は、進捗状況に記載のとおりです。古紙、びん・缶、紙パック等の合計で、計画量よりも若干ですが実績量も増えてございます。

2) 新たな資源回収品目の検討を進めるところで、平成23年9月から、小型家電、携帯電話などの9品目を区内5か所で、平成24年9月現在で7か所、10月からまた新たに2か所増やして、現在では9か所で回収しております。平成23年度の実績ですが、0.7tという回収量でございました。

粗大からの金属類ですが、これまで粗大ごみとして収集し、そのまま清掃一組の粗大ごみ処理施設に出していたものの中から、主に鉄製品や廃家電製品の中から資源化できるものを分解して、資源化する取り組みを平成23年9月から始めました。平成23年度は265t回収してございます。

また、家庭で使い終わったてんぷら油、廃食用油をBDFに精製する取り組みを、練馬区資源循環センターで昨年10月から開始してございます。その精製したBDF燃料は、区の清掃車2台の燃料として利用しており、精製量、給油量等は記載のとおりです。

3番目として、粗大ごみの中の布団については、本年3月から資源化を開始しました。1か月でしたが回収量は10tの実績が上がってございます。

評価としまして、二つの個別施策の実績を踏まえ、収集・運搬における環境負荷の低減の状況により評価するという事で、ごみ減量につながる新たな資源回収の取り組みを開始したことから、新しい取り組みを実施した項目ということで、 の評価をさせていただいてございます。

3ページをお願いいたします。重点的取り組み項目の4番目、事業系一般廃棄物の収集・運搬の役割分担の検討の目標の欄ですが、ごみの排出事業者が自ら処理または収集・運搬許可業者への委託化を進め、区が収集する事業系一般廃棄物が減少している、また、区の収集システムを利用する事業者は、適正な排出がなされているというのを目標として掲げてございます。

1) 区が収集する事業系廃棄物の基準の検討を進めるところで、進捗状況は、区立施設から排出される廃棄物について、これまでは家庭から出る廃棄物とあわせて区で収集しておりましたが、平成24年6月から許可を持つ事業者へ委託をしてございます。

2) 収集運搬許可業者の活用に関する周知活動をするところでは、許可業者の名簿を区のホームページに掲載しておりますので、進捗評価は の評価をさせていただいてございます。

重点的取り組み項目5の、家庭ごみ有料化の検討ですが、区民1人1日あたりのごみ量が目標年次に目標値を達成しているためには、さらなる施策が必要ということで、取組内容の欄で練馬区循環型社会推進会議で検討するとしております。本推進会議の第6期中で、「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について」を諮問する中で、家庭ごみ有料化について審議を行い、昨年度は答申素案をまとめていただき、本年6月に区長へ答申をいただいたところでございます。こちらも、進捗評価は でございます。

4ページをお願いいたします。これから先は、練馬区が継続して取り組んできている、四つの柱のそれぞれの取り組みでございます。

簡単に抜粋してご説明させていただきますが、まず、廃棄物に関しての環境教育・環境学習等の推進で、四つの取組内容がございまして、概ね全てその進捗状況のところに記載の実績を挙げてございまして、進捗評価はそれぞれ といった評価をさせていただいてございます。

区立小学校、区立幼稚園、区立保育園での分別体験や3Rの学習、こどもエコクラブの中での環境クラブ活動の支援、練馬区資源循環センターにおける区民・事業者向けの環境学習事業の実施等の実績を上げてございます。

5ページをお願いします。家庭での生ごみの発生抑制・資源化の取り組みで、生ごみ処理機等への購入費助成事業を継続して実施してございますが、助成件数、あっせん件数ともに前年度よりも若干数値が下回っているということで、評価は、取組内容を継続して実施したが、未達成な項目であるということで、 の評価をさせていただいてございます。

次に、エコパートナーショップ制度への参加で、スーパーなどの大型小売店や商店街等の個別のお店等で、区との協定締結、環境配慮や容器包装の減量に取り組む事業者との協定締結のシステムづくりといった取り組みですが、制度検討は進めておりますが、協定の締結までにはまだ至っていないことから、進捗評価も とさせていただきます。

次に、練馬区環境管理実行計画に基づくごみの発生抑制で、取組内容は発生抑制を実施するとなっております。廃棄物排出量の総量は2,078 tで、若干ですが前年度よりもこの数値自体は増加しております。特に粗大ごみの収集量が1割ほど伸びてございまして、そのことが増加につながっておりますので、進捗評価は とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。再使用・再利用の促進で、こちらは取り組み項目が4項目ございます。

1)粗大ごみから再使用・再利用できる物を区民に提供するという事で、区内の3か所のリサイクルセンターでは、家具等についても販売等を行ってございます。前年度よりも再利用品数も増加しているということで、 の評価をしております。

2)リサイクル情報掲示板では、区民の皆さんの間で譲ります・譲ってくださいといった情報の仲介をしておりますが、前年度よりも掲示件数等が増加したということで、 の評価になっております。

3)リサイクルマーケット事業への支援については、支援回数が若干減少したということで、 の評価でございます。

4)リサイクルショップガイドマップの作成および更新事業ですが、既にインターネットやホームページで容易に検索できることから、この取組内容としての作成、更新を事業の必要性を精査して取りやめることとしました。このことから、評価を対象外とした一つの事業がこれに当たります。

続きまして、再生品の利用促進ですが、リサイクルセンターにおいて継続して実施してございます。 の評価をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。柱の のリサイクルの推進、集団回収事業への参加で、現在、集団回収の登録団体は449団体で、回収量が1万tを超えてございます。前年度よりも団体数、回収量ともに増加しておりますので、 の評価にしております。集団回収推進懇談会も、本年1月に行ったところ です。

続きまして、資源の自主回収の促進ですが、取組内容は三つございます。この中では、3)店頭回収の中でも、ペットボトルにつきましては、東京ルール で23区におきましては、コンビニエンスストア、また、スーパー等のペットボトルを店頭で回収しているものについて、運搬と処理の経費を行政で支出しております。平成23年度は新たに13店、ペットボトルを扱う店舗が増加してございます。

ただ、このペットボトルの店頭回収、東京ルール と呼ばれる事業ですが、平成26年度末で廃止をする方向で、現在、検討・調整を進めているところでございます。

8ページをお願いいたします。区立施設でのリサイクルの推進で、古紙等の資源化、落ち葉のたい肥化、生ごみのたい肥化、環境管理実行計画に基づく取り組みという、四つの取組内容の中で進捗状況等は記載のとおりです。

2)落ち葉のたい肥化ですが、昨年度、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の関係で、たい肥化を見合わせ、焼却処理を昨年度は行いましたので、進捗評価できないということで、これが二つ目の評価対象外の事業として外したのになります。

次の区民のリサイクル活動への支援で、集団回収事業参加団体へ物品等の配布や、自主的に取り組んでいる団体への支援で、記載のとおり実施を行い、進捗評価を にいたしました。

また、事業者のリサイクル活動への支援、商店街オフィスリサイクルについても継続して実施しており、 の評価をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。柱の の参画と協働体制の推進のところの活動に関する情報提供のところ、本年1月に集団回収推進懇談会を実施していることから、進捗評価を とさせていただきます。

ました。

次に、区民・事業者・区による情報交換や協議の場づくりのところでは、本年3月に、事業者・区による意見交換会を行っておりますので、進捗評価は としてございます。

会議体の運営については、練馬区循環型社会推進会議の運営ということで、継続して実施してございますので、評価は としてございます。

10ページをお願いいたします。柱の の適正処理の推進で、排出ルールの周知につきましては、パンフレット・区報・ホームページ等で周知してございます。資源化可能物の混入割合等がほぼ前年度と変わらない値であったことから、進捗評価は とさせていただきます。

次に、大規模排出事業者への適正排出に係る普及啓発では、立入検査等も実施してございます。件数は記載のとおりで、 という評価です。

不法投棄の防止につきましては、不法投棄看板の配布、安全安心パトロールと連携した監視の実施を行ってございますが、件数が増加していることから、進捗評価を とさせていただきます。ただ、件数の増加ですが、本来粗大ごみで出さなければいけないものが集積所に排出されているものは、基本的にシール等を貼付して、排出指導してございますが、そのようなものも不法投棄にあたるということで、その件数が増えていることから、このような結果になってございます。

11ページをお願いいたします。効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築のところ、2項目でございます。環境に配慮した収集車両の導入やエコドライブの実施、練馬区都市整備公社（現練馬区環境まちづくり公社）などの民間事業者を活用した収集・運搬体制の実施で、特に2）では、容器包装プラスチック、また粗大ごみの収集を、練馬区では環境まちづくり公社を活用しておりますので、 の評価をしてございます。

次に、収集・運搬許可業者への助言・情報提供のところ、立入検査等を適性に実施してございますので の評価です。

次に、清掃一組による共同処理についても、清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設についても処理体制を継続して実施しておりますので、 という評価をしてございます。

最後の12ページをお願いいたします。資源回収物の中間処理のところ、適正処理されていることを確認するというところで、特に平成23年度は、「プラスチック製容器包装のべール品の品質調査」において、最も良いA判定を受け、そのことにより、再商品化合理化拠出金の配分の実績も上げていますので の評価です。

次に、東京都の最終処分場での処分ですが、埋立処分等を継続して実施しておりますので、 の評価です。

小規模事業者に対する排出指導では、適正な排出への指導を実施してございます。指導件数は564件です。なお、平成23年度からは夜間指導も開始し、実績も増加しているところです。 の評価です。

最後に、清掃・リサイクル事業にかかる経費の公開のところでは、ごみ処理経費やリサイクル経費の公表を、平成22年度の実績については、平成24年3月発行の「ねりまの環」を全戸配布してございますが、その中で公表しておりますので、 という評価をさせていただきました。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、ご説明をいただいた資料について、先にご質問をしていただいて、その後、実質的な審議に移るといって進めたいと思います。

委員

資料の別紙10ページの適正処理の推進のところの不法投棄の防止で、不法投棄の件数は増加したと説明がりましたが、原因については何かわかっていますか。

清掃リサイクル課長

集積所に、特に布団、カーペット等、本来であれば、粗大ごみに当たるものが袋に入れられて出されるということが多くございます。それを収集して、清掃工場に持ち込みますと、本来、粗大ごみであるということではなられてしまいますので、区では収集のときに、「これは粗大ごみになります」ということで、シールの貼付をして取り残しをしています。

ただ、取り残しをしても、出された方がそれを確認して引き上げられるということはほとんどなく、一定期間過ぎたものは、清掃事務所が通常のごみの収集等とは別にそれを収集して回っているというのが現状でございます。それを不法投棄件数にカウントしております。

平成22年度の夏に、都内の四つの清掃工場において、立て続けに水銀混入ごみによる清掃工場の停止という事案が発生しました。それ以降、可燃物を収集する際、きちんと分別されているかの確認を強化しております。そうした部分から、不法投棄件数が増加した主な要因かと見ています。

委員

別紙2ページの項目3の2)小型家電に関してですが、来年の4月から、使用済み小型家電のリサイクルの法が施行されるにあたりまして、練馬区の場合は先行して、今、9品目の小型家電の回収をしています。品目の数が大幅に増えることになるので、練馬区としては、今後、その品目の数を増やすことを考えているのか。または、9品目のままでいくのかというのをお聞きしたいです。

清掃リサイクル課長

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が、来年4月から施行されることになりました。その品目数は96品目でございます。ただ、私どもが先行して行っている小型家電9品目は、その中でも特に効率的に資源を取り出しやすかったり、有用金属が多く含まれているものから順番に指定してきているところがあります。

今回の法律の施行に伴っては、品目を増やす必要は若干あるかなということで、検討しなければと考えているところはございます。ただ、品目数を増やすと、今の回収ボックスに入る量と、どのぐらいでいっぱいになるかという期間の問題で、今の大きさからいくと、品目数を増やすと例えば、1週間で満杯になってしまうという状況が考えられます。

現在、概ね月1回、区の職員が、現在9か所になりましたが、回収ボックスから回収して、練馬区資源循環センターに集約し、そこで分別して、事業者へ売却しているという状況が成り立たなくなると思います。その回収について、新たな経費の発生等が予測されることから、慎重な検討が必要かと考えているところです。ただ、1品目もしくは2品目は増やす必要があるかと思えます。

委員

店頭でのペットボトルの回収をやめる理由は何ですか。

それから、乾電池は区立施設や、回収協力店や電器店で回収していますが、充電式の電池を回収するボックスが余りないのではないかと思います。最近は皆さん、節約志向といいますが、物を大事にするので、充電式の電池をお使いになっている方が多いのではないかと思います。その回収の箱が余り見当たらないので、そのあたりはどうでしょうか。

清掃リサイクル課長

まず、ペットボトルの店頭回収ですが、清掃事業が区に移管される前の平成9年から東京ルールということで、特に当時、ペットボトルが急速に普及して、その処理について東京都が音頭をとって、回収拠点の協力を各販売店に依頼し、回収ボックスを置かせていただき、そこに集まったものは行政が経費を負担して、回収し処理をすることで、この間、ずっとやってきてございます。

ただ、ペットボトルが普及する中で、23区でも、現在では週1回、練馬区においては街区路線回収

という形で、びん・缶と合わせてペットボトルを、現在、区内約12,000か所の回収拠点で、週1回、回収しております。そこに家庭から出るペットボトルは出していただいていることから、店頭での回収量が毎年減ってきております。

23区共同で、平成22年度から検討してきました、本年度、一応、事業者の団体の皆様とも話をする中で、平成26年度末で店頭回収でのペットボトルの行政の経費負担を取りやめるということで、今、調整を行っていることを先ほど説明させていただきました。

他区では、練馬区でいうごみ集積所での回収、練馬区では街区路線回収と呼んでいますが、そうした集積所何万か所での回収が十分進んできているということで、代替が可能だろうということが一つにあります。

次に、充電式電池等の回収ボックスの話ですが、基本的に充電式電池やボタン電池等につきましては、その後の処理等の関係から、区では回収を行ってございません。電池工業会等が、例えば、販売店の店頭ボックスを置いて、ボタン電池などを回収しています。充電式電池については、区では協力という形で、充電式電池リサイクルボックスの設置を、区役所本庁舎と練馬区資源循環センター、3か所のリサイクルセンターの区内では5か所に設置をしています。

通常の乾電池は、区が経費負担をして処理を行っていますが、それ以外の電池については事業者責任ということで、製造者が処理をしていただくということから、あくまでも回収に協力しているということです。

委員

回収場所は、もう少し増やした方がいいのではないですか。

清掃リサイクル課長

検討させていただきたいと思います。

委員

家電量販店では、乾電池やプリンターのインクカートリッジは回収していますが、最近は充電式電池が普及してきているのではないかと思います。

ペットボトルは、今後、区の折り畳みの容器に工夫して入れるのですか。

清掃リサイクル課長

練馬区では自立式の網の容器になります。

お店として継続していただく場合には、他のびん・缶、一般の廃棄物と同じように、処理経費等は事業者負担していただくことになるので、どうされるかは平成25年度から平成26年度に、それぞれ区内の各事業者の方々に説明会等を開かせていただきたいと思います。

委員

販売する量よりも排出量の方が多く、何袋も出るのです。よそが回収していないせいかもしれませんが。

清掃リサイクル課長

家庭からの持ち込みはお断りしていただいてよいということになっております。

委員

そういうことを消費者の方に言うわけにもいかないし、そこらに捨ててしまいなさいというわけにもいきません。今は、洗って潰していただくように、お願いしていますが、それをやめてしまうとい

うのはどうなのでしょう。

清掃リサイクル課長

あと2年間で、様々な周知等を行う中で、販売店の方にはご迷惑をおかけしないような形でやっていけると、今のところ検討しています。

委員

他にはどういう方法でやっているのですか。私のお店にはあまり周りに回収ボックスがないので、たくさん持ってくるのです。

清掃リサイクル課長

通常、ご家庭で消費されたペットボトルについては、区の街区路線回収に週1回、出していただくように切りかえていくという理解をしていただければと思います。

会長

私も拝見しましたが、ネットでの回収はきれいに集まりますね。東京ルール を東京都清掃局が導入されたとき、販売事業者の反対が多かったのです。販売者責任としては、完璧なものではなくて、それを設置して回収場所を提供していただいて、あとは東京都が、清掃事業が移管された後は区ですが、実際の運搬業務を行うという形なのです。

この点は、多摩地区では、同じ東京都でも処理まで販売事業者が担当するというのが主流になっています。その販売者責任は徹底されているということで、事業者責任がちょっと中途半端であり、区の負担が随分大きいというふうに思います。副会長もこの間の事情は詳しいと思いますが、何かありましたらお願いします。

副会長

ペットボトル、トレー等は、特にスーパーを中心に店頭回収をされています。現行廃棄物処理法上のごみの収集処理の体系からすると、事業者責任での回収という考えに基づいていると思います。23区を除いては、基本的には事業者責任、つまり販売事業者になりますが、その責任で回収するという考えで、それぞれのお店でやっています

ただ、東京都については、東京ルール という独自のやり方で、お店で店頭回収してくれれば、回収したものについては区が引き取り回収するという、行政(区)と事業者の回収が両方合わさった仕組みになっています。

これが少し中途半端な形になっているということだと思いますが、ただ、最近の考えは事業者責任の考え方が強くなってきています。事業者の方もそういう考え方を強く持つようになってきているので、店頭回収そのものは全体的には進んでいると思います。全体的にというのは、全国的にという意味です。東京都は東京ルールとの関係があって、少し経過的にややこしくなっていると思います。

委員

でも、事業者が店頭に置いているところは、そんなに多くはないのではないですか。

副会長

スーパーとコンビニエンスストアは概ねやっているのではないのでしょうか。ただ、個人小売店の場合は場所の問題だとか、いろいろなごみも持ち込まれるということで、取り組みにくい面があると思います。

委員

面積が狭い店ですと回収場所もないし、保管することもできません。私は自分の方から区にお願いして、2台置いていますが、それがすぐにいっぱいになってしまいます。もう少し潰せばいいのかもしれないませんが、でも、回収ボックスがなくなったら、誰が回収するのかなと思います。

会長

行政回収に出している方が圧倒的に多いです。

委員

ずっと説明を拝聴しておりまして、産業廃棄物は別にして、家庭から出る家庭ごみ、それから、それ以外の事業所から出る事業系ごみ、この大きく二つがあるわけです。家庭系ごみの実績の結果は、かなり理解が得られてきているなと感じました。

一方、事業系ごみについては、非常に問題が多い。なぜかという、販売者責任だ、あるいは製造者責任だということ、今の景気の状況からすると強い反発は、当然、事業系から出てきます。

今、大手コンビニエンスストアや大手スーパー等々は積極的に協力しておりますが、もうそろそろ限界に近づいている。そして、これから先、スーパーあるいはコンビニエンスストア以外の、小さな商店街に求めるということは、そもそも商店街そのものがどうやって、今、生き延びていこうかと言っている時期に特にシャッター通りという商店街が非常に増えていっている、こういう時期に、これを強力で押し進めるとするのは非常に難しい。

第1回の推進会議のときも私は申し上げましたが、ファストフード店で購入し、食べた後の散らかったごみの問題を練馬区がどうやって解決するかとなれば、業界の広報部門、あるいは教育部門に話をする必要があると思います。特に教育部門はどこも店長教育に力を入れておりますので、そこをお願いして、推進会議の委員になっていただくのが一番いいのです。委員になれないのであれば、練馬区に店舗を持っているところの店長が、交代で出席してもらうようにすればいいのです。そういう地道なことをやらないと、この事業系ごみの一番のネックはそこなのです。何もしていないのです。テイクアウトして、家庭に持って帰って食べてくれる人は、実は1割もいないのです。9割はみんな路上で食べている現状があります。

会長

事業系のごみについてのお話が出ましたので、関連して、何か事業系ごみについて、お感じになっていることがございましたらお願いします。

委員

今、容器包装リサイクル法の見直しが入ってしまっていて、今までは製造者だけに責任を負わせていたのですが、これからは容器利用者、それから、包装利用者に対しても、リサイクルしなさいという義務を設けるといのが、この間のパブリックコメントで出ていました。来年の4月以降になるのですが、少しは流れが変わってくるのではないかなと、今の話の中で思いました。

また、8ページで、区民のリサイクル活動への支援の中で、区民・事業者への支援という記載がありますが、行政支援の内容ということが一切書かれていません。

今、古布に対しては1kgあたり6円の業者支援が出ていますが、自主的に取り組んでいる団体の紹介はいろいろとさせていただいているのですけれども、経済的になるような仕事が出てきていないのが現状です。

今後、区としては、集団回収をもっと活発にするにあたって、業者支援をどういう形で考えているのかをお聞きしたいと思います。

せめて区内業者だけでも税金を払っていますから、何とか支援していただくとか、他区からきてい

る業者は省いてくれるとか、いろいろとやり方はあると思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのかをお聞きします。

清掃リサイクル課長

集団回収については、行政回収よりも効率性がすぐれているということで、区としては推進しています。団体数、回収量も増加してきてございます。今、委員から、それに携わっている事業者の方に対しての支援はどうかというお話ですが、相場がいいときには非常にいいのですけれども、相場が上下するものですから、売却の単価が下がってきたときに、非常に苦しいといったお話はいただいているところです。

相場に影響されないような施策等を検討しなくてはならないと考えていまして、他の行政ではどんなことが行われているか等の情報を現在集めているところです。もう一つは、今度、集団回収を行っていただいている団体の皆さんの方では、より効率的な部分では品目数を増やしていただけると、その分、報奨金、あくまでも重さです、重いものを多く集めていただければ、それだけ活動費等が増えるといったことでは、多品目を取り扱っていただいているところの事業者に対するまた支援等の関連も含めて、検討できればということで、できるだけ早急に、実現に向けて検討させていただきたいと思います。

会長

11ページの真ん中の1) 収集・運搬許可業者への立入検査を実施とありますが、どのような検査項目で実施されているのですか。許可業者に行政が継続的に立ち入りを行っているというケースは余り知らないのですが、お願いします。

清掃リサイクル課長

これは一般廃棄物を収集・運搬されている事業者は、2年に一回、その許可の更新を行っております。通常、適正に処理をされていれば、その立入検査等を定期的に行うわけではないのですが、その更新等で、作業日報やその取引先の業者との契約書の写しが適正に管理されているかといった検査を実施させていただいております。立入検査の中で、助言指導等を行わせていただいていることから、項目として取り上げさせていただいております。

副会長

店頭回収の関係に戻りますが、これは今後の新しいごみの集め方というか、大きな意味での新しい処理体系の問題だと思います。

ペットボトルについては、家庭で消費されたものについては、容器包装リサイクル法は市町村が回収して、その集めたものを事業者が受け取って、リサイクルするという仕組みになっています。家庭で使用されたペットボトルに関して言えば、これは容器包装リサイクル法のシステムの中で処理をされているという形になります。

その中で、店頭回収というのが、今、あります。これはいわゆる販売、小売事業者の責任として回収するという仕組みで、容器包装リサイクル法の枠外での回収システムになっています。

ただ、東京ルールができたときは、まだ容器包装リサイクル法ができる前で、東京都は本来、これは事業者責任だから、「売ったものは店舗で回収しなさい」ということで、東京ルールを作ったのです。しかし、事業者から、そんなことを言われたら、とても事業者として営業上困るからということで反対があり東京ルールを第3の方法として作ったのです。

つまり店頭回収は困ると言ったのは、回収することも大変だが、回収したものを自分で処理しなくてはならなくなるということで、事業者も大変でやっていけないというのが反対理由なのです。

そこで、都民、事業者と多数の当事者が集まって議論をして、東京ルールを言わば全体の議論の

中の妥協の方法として、店舗回収はすると、ただし、集めたものは行政等で引き取って処理をしてくださいというルールが、そういう過程でできたので、容器包装リサイクル法ができて、少なくとも、ペットボトルについては、トレーもそうですが、本来区民が分別して各集積所に出されず店舗で回収されたものを、区が集めて容器包装リサイクル法のシステムに乗せてリサイクルするという仕組みができたのです。

容器包装リサイクル法でリサイクルの責任を持つのは、容器包装を製品する事業者とその容器包装を利用する事業者でしたが、新たに小売店の責任として位置づけられており、前回の容器包装リサイクル法の改正のときは、小売店もレジ袋をなるべく使わないようにする、出さないようにするという削減目標を立てなくてはならなくなりました。

そのような形で、販売店の小売店の事業者責任が大分過重されました。もちろん、これは自主的な取り組みです。法的な義務にはなっていない。

それを契機に、販売業者の責任も大分強化されて、例えば、日野市などでは『お店に返そうキャンペーン』という形で、そこのお店で買って出た容器包装については、一旦、お店に返すという、作戦をやるようになりました。分別収集については、容器包装リサイクル法は市町村の責任で、今、問題は、その分別収集費用がとてがかかっているのです、これを改めるべきでないのかということになってきています。

費用負担を含めて、事業者の責任で容器包装リサイクルの回収もやるべきではないかという考えが根強くあります。特に市町村からは強く出されています。区市町村では、ごみ処理費用の中でも分別収集費用が非常に高いので、これをなるべく軽減する意味では、例えば、集団回収で集められるものは集団回収にするとか、あるいは店頭回収でできるものは事業者回収に収集してもらおう流れは、今、あります。この意味で店頭回収は、曲がり角にきた原点の仕組みの中での位置づけになっているので、練馬区でもどのようにしていくのかは、いろいろな面から見て、今後の議論だろうと思います。

委員

レジ袋にごみを入れて出されているのは、随分見られます。レジ袋を最終処理に使っているというのが見られます。また、レジ袋をごみとして出すので、逆にごみが増えるのではないですか。

会長

レジ袋を有料化される自治体では、まず、レジ袋の用途として、ごみ出しに使われるという方が多いので、まずは指定袋制度をその前提として導入するという自治体が多いです。そうすると、ごみ出しにはもともとレジ袋は使えなくなるということで、レジ袋有料化の効果がすごく上がります。

副会長

レジ袋は、生ごみや水気の多いものは、一時的に小さい袋が使われています。私の家でも、そういうところがあります。だから、レジ袋はごみ袋に使えるという議論は多くあるのですが、ただ、全体のレジ袋の量で、レジ袋は全部ごみ袋にしか使われていないのかというと、とんでもないことで、圧倒的にごみに出されているレジ袋の方が多いはずで。

私はなるべくレジ袋はもらわないようにしています。常にかばんの中にはマイバックを入れるようにしています。ただ、そうではない場合もどうしてもありますので、ゼロにはできませんが、その範囲のごみは、それで十分間に合います。別にそのためにレジ袋を残した方がいいのではないかと、かえってごみ袋が増えるのではないかとすることは、量的に比較しても、そんなことにはならないと思います。

委員

光が丘のある大手スーパーでは、最近レジ袋を有料化しました。有料化するについては、3年ぐら

い前から、いろいろな施策を講じながらやってきました。従来は無料で配布していたときには、レジ袋を辞退するという辞退率が40%台だった。ところが、有料化した途端に、辞退率が80%まで上がってしまう。これはもう予想をはるかに上回っています。

料金は小さい方が2円、大きい方が3円で、小さい方も従来の大きい方の大きさとあまり変わらないのです。3円の方はかなり大きい。ところが、それは食品だけなのです。消費者というのは、本当に考える。上の階から必要なものを買ってくるのです。食品売り場以外は無料なのです、辞退率が4割台から8割台までに倍増するというのは、2円、3円であってもそれが今の消費者の心理だと思います。

だから、何をするにも、消費者心理や現場を知っていないと、理想論で有料化だ何だと言うと、大変なことになるのです。それだけ経済の実態が悪いということです。これは商店の方はよくわかりになると思います。

委員

ペットボトルの回収は、私のところでは、いつも一つの袋だけで、回収しきれないということがあります。一つだけではなくて、二つ置くというようなことはできるのでしょうか。

清掃リサイクル課長

びん・缶も同じですが、出てくる量に応じて、随時、見直しをしております。あふれていることが多ければ、二つ目、三つ目を置くようにしていますがご要望があればすぐにでも二つにできると思います。

委員

一人暮らしをしている若い方たちは、朝は忙しいので夜にまとめて、ペットボトルなどを近くのスーパーに置きにいくということが結構あるのです。そうしないと、週1回の区の回収日には出しに行かれないので、適当に、コンビニエンスストアなどの回収ボックスに捨てに行っているのです。

ペットボトルの店頭回収を廃止する方向ということをお聞きしましたが、そういう場所があった方が街がきれいですし、若い人たちの意識もそこへ持っていこうということがあるので、自然体ではあるようには感じます。

清掃リサイクル課長

スーパー、コンビニエンスストアの店頭ボックスについては、恐らく、それぞれの事業者はそれをなくすということとはされないと考えています。特に今のお話の中でも、若者世代などは区の行政回収の時間に出せない生活スタイルになっていますので、出す場所がないという話は出てきてしまいます。

なぜ、そのお店の店頭ボックス等はないかということ、他の自治体でも、それが一つのサービスになるという考え方がもう片方で成り立っているようで、それぞれの事業者は、特にスーパーマーケットは独自の処理のルート、製品を運搬してきた車は帰りは空になるわけですので、そこにそうしたものを積んで、資源として集約するような施策が十分講じられるというふうに聞いています。

スーパー等で出される、また、街区路線回収できれいに出されている、ラベルやキャップもはがされて、潰されて出されていますが、コンビニエンスストアの店頭で集まっているものは、飲みかけも入っていて、そのまま捨てられているものも多くあります。

要するに利用者の方が持ち歩いて、飲み終わったものを捨てる場所として活用されているように見受けられるので、それについては、事業系の産業廃棄物として処理をしていかなければならないものに分類されると思います。びんや缶なども、現行でも置かれています。それと同じような形で、残るのではないかと考えていますので、そうした部分の懸念はないのかなと考えております。

そして、家庭で消費されたものは行政のルールに従って出していただける場と、その二本立てでできるかなと現在思っていますので、その方向で調整していけると考えています。

委員

コンビニエンスストアでは、家庭ごみも持ってきてしまうので、回収ボックスを外に置かないというお店はあります。例えば、コンビニエンスストアで買っていったものは、そこで飲むわけではないのだから、そんなものは要らないではないかという話もありますので、そういうことにつながらないですか。

清掃リサイクル課長

練馬区では、基本的にはお店で買われたものは家庭で消費され、通常集積所等へ出されると思っております。ただ、生活様式が違う方の排出については、そういう場所も確保することを検討するべきではないかと思えます。

委員

他のところで買ったものを、コンビニエンスストアの回収ボックスに捨ててしまえばよいとか、実際に自分たちもそういうことをやらないわけでもありませんが、それで汚れてしまわないですか。

清掃リサイクル課長

練馬区では、平成23年度はペットボトルの店頭回収経費に約4,500万円ぐらいかけているのです。以前に集まっていた量と今とを比較すると、2分の1、3分の1と減ってきているのですが、回収に行く頻度は変わらないものですから、その経費が減らないということになります。

他区も同じような状況です。ペットボトルの店頭回収廃止の検討を平成22年度から始め、時間をかけている中で、周知等も徹底し、平成26年度末までには廃止するという理解です。ご心配は十分わかりますので、23区で足並みそろえてやっていく必要があると思えます。

委員

ごみそのものを出さないという、自己責任の考え方を根底に持っていけないのだろうと思います。家庭ごみの有料化を検討したときもそうでしたが、それが全てではないのですけれども、人間の心理とか社会の流れ、いわゆる経済状況が悪いとか、いろいろとありますが、やはり一人ひとりが気をつけていかなくてはいけないことだと思います。

そういったことをやることによって、やはりごみも減り、ごみに対する費用も減っていくことにつながってくると思います。社会の意識をこの推進会議で検討しながら、広めていくということも非常に重要ではないかなと思います。

個別に話をしていきますと、いろいろな問題が出ますけれども、ただ、全体としては、誰が出したかわからないような状況のものについては、できるだけ減らしていく方がいいですし、要するに出すときには、例えば、自己負担するとか、そういう形でなければ減っていかないのではないかなと思います。

会長

そういう方向でいく場合には、いろいろな改善の方法があると思えます。例えば、収集方式の見直しなども、これから考えていかなくてはならないのではないかなと思います。

委員

リサイクルの推進でも、資源回収事業は非常に新たな取り組みもできていますし、それぞれの品目

による回収実績量が、トータルとしてはプラスになっているのです。品目によって違いますが、非常に増えましたね。いろいろな理由があると思いますが、相場も一つかもしれません。例えば、回収量が多過ぎるという問題はないですか。処理ができないとかストックする場所がないという問題はないですか。

副会長

資源の回収で、一番量的にも多く、品目がいろいろとあるのは容器包装リサイクル法だと思います。容器包装リサイクル法で、集まり過ぎて困った、あるいは集まらなくて困ったと、両方ありました。

ペットボトルではどんな問題があったかという、制度ができたばかりのときに、リサイクルをする施設が少なかったのです。それに比べて、制度ができペットボトルが集まり過ぎてしまいました。区市町村で集めたものを事業者が引き取らなくてはいけない。引き取ったものをリサイクルしなくてはいけないというのが、容器包装リサイクル法で義務づけられたのですが、ところが、どのくらい集まるかわからないのに、事業者の責任でやるということは、これは税金でやるわけではないので、自分たちの費用でやらなくてはいけないので、リサイクル工場を建てても集まらなかつたら困るので、控えめに建てたら、予想以上に集まり、持って行き場がなくなり困ったことがありました。そのときは、一部は市町村の焼却場で燃やしたということもありました。

1年ぐらいですぐに解消しましたが、その後はそのような事はありません。集まり過ぎて困ったということはないです。むしろ集まらないで困っているということが現在はあります。これは、市町村で集めたものが外国に輸出されて、国内のリサイクル工場に集まらないからです。いろいろな仕組みが複雑になっているので、集まる、集まらないにかかわらず、その後の流れがうまくいっていない問題があると思います。

委員

布団が平成24年3月から、資源化で回収してくれるということで、非常に助かっています。私は50年ぐらいマンションに住んでいるのですが、一番困っていた問題がこれだったのです。生活様式が変わって、畳の上の生活からベットに変わってきて、これが解決されて、非常に喜んでいるのです。ぜひ、新しい資源回収の見直しを積極的に行っていただければと思っています。

会長

布団の資源化は、どのようなリサイクルルートに乗せられているのですか。

清掃リサイクル課長

これまでは粗大ごみとして料金をいただいて、区が収集した粗大ごみを、粗大破碎処理施設で破碎し燃やしていたのです。それを燃やさずに、布団をそのまま綿の布団、それから、化繊のものなど何種類かありますが、基本的にそうしたものは布団のまま、埼玉県にある事業所に運搬しております。そこで、今、1kgあたり1円で買い取っていただいています。運搬費がかかっていますが、売却ができていう状況です。

現行では、国内では処理できていなくて、事業者は東南アジアに大量に運んで行って、そこで繊維として再利用していると聞いています。そのような形で、焼却処理から再利用に変えられて、練馬区としては、ごみの量としてカウントしていた量を減らすことができたという取り組みになっています。23区の中では、布団を資源化しているのは練馬区だけだと思っています。

委員

布団は、毎回困っていたことの一つで、それを資源化で回収していただくのはすごくありがたいな

と思っています。

もう一点はパソコンですが、今、練馬区ではどのような回収の実態なのか教えていただけますか。

清掃リサイクル課長

家庭用のパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、基本はメーカーがリサイクルを行うということで、区としては収集していません。

委員

落ち葉も含めてですけれども、枝おろした剪定枝についてお聞きします。区長との地域懇談会で区長にお願いしたことなのですが、あるお寺の方から言われたのですけれども、大変な量が出るらしいのです。

これは「みどり30推進計画」に関連するのですが、練馬区のみどりはかなり神社やお寺が担っているわけです。それを植木屋さんがきて剪定すると、大変な本数になって処理費が大変かかるらしいです。だから、これをどうにかしてくれないかという話を区長に申し上げたら、「それは全部、練馬区が無料でやります」という確約をいただいているのですが、それはどうなったのですか。

清掃リサイクル課長

寺社仏閣の中に、保護樹木に指定されている木を個人で所有されている場合、1本当たりの処理費用分、要するに450の袋で10袋分を区で処理することを、平成23年度から始めています。基本的にみどりを増やしていく、それに伴う落ち葉や剪定枝についての処理費用については、ご負担をおかけしないような方向で、既に事業としては始めているということです。

寺社仏閣でも、オープンに出入りができる所とそうではない所と、区別して考えさせていただいているという実態はあります。

委員

普通の家の場合は、50cm以下に切り、「一度にたくさん出さないでください」ということになっていたと思いますが。

清掃リサイクル課長

通常の家から出る場合には、50cm以下にしてくださいということと、1回に大量に出されてしまうと、収集車がいっぱいになって、その後を回り切れなくなってしまう状況から、「1回につき、3袋までにしてください」というお願いをしております。それ以外の場合には、清掃事務所にご連絡をいただいで有料になりますが、収集をしております。

委員

地域懇談会で、区長がそういうお返事をなさったので、当然区政に反映されるのはみんなあたり前だと思っていましたが、それは区長が約束しても、なっていないということですか。

委員

課長が言われるように、保護樹木に関してはということです。実態はどうかというと、練馬区の落ち葉は、家庭から出るものも含めて、保護樹木に限定したら、全体の量からすれば1%もないのです。ほとんどは無料の対象外です。昨年度は東日本大震災があって、落ち葉を全部焼却せざるを得なかったのです。今年は、出てきている落ち葉は、自分のところで発生して、それを自分のところでたい肥化する分についてはいいよという段階までしかまだきていないのです。

区長との懇談会でも、私も町会連合会の副会長として出席していますが、その方が望ましいという

ことで、区長が約束しているというふうには理解しておりません。でも確認した方がいいですよ。

委員

そうですね。そうでなければ、切ってしまうという人が多いのです。

練馬区商店街連合会で、練馬文化センターで年に1、2回ぐらいイベントをやるのですけれども、そのときも、練馬区のみどりのために、落ち葉の片づけぐらいはぜひ積極的にやってくださいというのをお願いしているのです。

本来、落ち葉を有料だなんて言わないで、練馬区の空気をきれいにしているのですから、それを余り敵視しないでいただきたいと思うのです。

会長

他にご意見はございませんか。

委員

先ほど、乾電池のお話が出たのですけれども、一般の乾電池でも、私たち主婦というか、小学生がいるようなお母さん方は、どこに使った乾電池を持っていったらいいかわからないとおっしゃるお母さんがすごく多いです。実は、小学校に電池を回収するところがありますが、知らないお母さんがすごく多いです。

区立施設でも回収されているということなのですが、それも知らないお母さんがいたりします。

区報等で、回収場所については広報されていると思うのですが、例えば、「ねりまの環」とかだと、すぐ見やすく目につくので、いわゆる乾電池や充電式の乾電池もそうだと思うのですけれども、どこに持っていけばいいのかというのを記載していただくと、一般の主婦でもよくわかると思います。

あと、小さいレジ袋は、特に小さいお子さんがいらっしゃるお母さんは、必ず二つ、三つは持ち歩いているのです。おしめを入れたりとか、子どもが出したごみを入れたりとか、汚れたものを入れたりするときに使うのですけれども、小さいレジ袋はそういう形で割と利用されていることが多かったです。

大きいレジ袋は、最近、どんどんレジ袋が薄くなっているのです。そういう薄くなっているレジ袋は、自転車のかごに入れてだけでも破れたりするので、すぐにごみになってしまいます。容器包装プラスチックに入れていますが、そういう形で捨ててしまうことになります。白いレジ袋や黒いレジ袋などの色のついていないものは、「ごみを出すときには透明度の高いもので出してください」と書いてあるので、ごみを出すときに使えなかつたりしますので無駄になるとは思います。

清掃リサイクル課長

前回配付している、資料9の「資源・ごみの分け方と出し方」の中で、電池、紙パック等のページでご案内をしています。これは、平成20年に分別変更をしたときに配布した以降、全戸配布をしていませんが、25年3月には全戸配布をする予定です。

迷われている方がいるということに対しては、周知が足りないと思いますので、「ねりまの環」や区報等を使って、折に触れて周知をしていきたいと思っています。

委員

それに関連して、乾電池の回収は、ぜひ場所を増やしていただきたい。場所が少ないです。乾電池の回収ボックスは、面積をとらないから今よりも小さいものでよいので、場所を増やすということをお願いしたいと思っています。

会長

それでは次に、議題（２）、（３）について、事務局から説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

机上に「ねりまの環」第４号をお配りしてございます。１０月に発行したもので、３ページには今年度、新たに始める蛍光管のリサイクルについて載せております。４ページには、リサイクル推進計画の進捗状況の中で、平成２２年度経費を公表したという取り組みをお話ししましたが、平成２３年度の経費について、ここで公表しています。

次に、次回の開催日についてですが、平成２５年１月２２日に施設見学会を午後１時から開催させていただきたいと思います。江東区にある東京ペットボトルリサイクル株式会社、大田区にあるバイオエナジー株式会社の２か所を見学する予定です。

見学先の概要については、別紙に記載してございますので、お目通しいただければと思います。

会長

ありがとうございました。

何かご質問とかはございますか。

委員

「ねりまの環」は、各家庭には配布されているのですね。

清掃リサイクル課長

１０月中に全戸配布してございます。

会長

全戸配布の方法は、どんなふうに行われているのですか。

清掃リサイクル課長

事業者へ委託して、ポストに入れるという形です。

会長

配布方法としては、それが一番いいですね。

委員

蛍光灯のリサイクルは、１１月が終わったわけですが、目標に対しての実績はどうか。

清掃リサイクル課長

目標に対して、１１月１０日が１３５kg、１７日が１９３kgで、全体の目標の約２割です。１２月はこの量を上回ると思います。

会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の推進会議を終了したいと思います。

ご協力ありがとうございました。